

別表

市町村	保証料の補助（または補給）を受ける場合の条件等		補助の方法
	補助対象者	補助割合等	
青森市	2(2)により融資（融資額が2千万円以内のものに限る。）を受けた者で、市が別に定める青森市経営安定化資金支援（県融資制度協調支援）補給金交付要綱に規定する要件を満たす者	保証料全額	市が信用保証協会に補給する。
八戸市	2(2)①により融資（融資額が2千万円以内、かつ、融資期間が7年（うち据置期間が6ヶ月）以内のものに限る。）を受けた者及び、2(3)により融資を受けた者で、市が別に定める「青森県・八戸市」連携融資制度保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額（2(2)①については保証料全額）	市が信用保証協会に補給する。
黒石市	2(2)③、2(2)④及び2(3)により融資（融資額が1千万円以内のものに限る。）を受けた者で、市が別に定める黒石市中小企業信用保証料補給金交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額（2(2)③及び2(2)④については保証料全額）	市が信用保証協会に補給する。
五所川原市	2(2)③、2(2)④及び2(3)により融資（融資額が1千万円以内のものに限る。）を受けた者で、市が別に定める五所川原市経営安定化サポート資金支援補助金交付要綱に規定する要件を満たす者	保証料の10分の7	市が信用保証協会に補給する。
十和田市	2(3)により融資（融資額が1千万円以内のものに限る。）を受けた者で、市が別に定める青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度（災害枠）に係る信用保証料補給金交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	市が信用保証協会に補給する。
三沢市	2(3)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が7年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けた者で、市が別に定める三沢市経営安定化サポート資金保証料補給金交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	市が信用保証協会に補給する。
つがる市	2(1)～(4)により融資を受けた者で、市が別に定めるつがる市中小企業借入資金信用保証料補給金交付規則に規定する要件を満たす者	保証料の10分の4	市が信用保証協会に補給する。
平川市	2(2)及び(3)により融資（融資額が1千万円以内のものに限る。）を受けた者で、市が別に定める平川市中小企業信用保証料補給金交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額（2(2)については保証料全額）	市が信用保証協会に補給する。
東津軽郡 今別町	2(3)により融資（融資額が1千万円以内のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める今別町経営安定化サポート資金特別保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	町が信用保証協会に補給する。
東津軽郡 外ヶ浜町	2(3)により融資（融資額が1千万円以内のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める外ヶ浜町経営安定化サポート資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	町が信用保証協会に補給する。

市町村	保証料の補助（または補給）を受ける場合の条件等		補助の方法
	補助対象者	補助割合等	
西津軽郡 鱒ヶ沢町	2(3)により融資（融資額が1千万円以内のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める鱒ヶ沢町経営安定化サポート資金「災害枠」特別保証料補助金交付要綱（以下「鱒ヶ沢町交付要綱」という。）に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	鱒ヶ沢町交付要綱の規定により、町が中小企業者に直接補助する。
西津軽郡 深浦町	2(3)により融資を受けた者で、町が別に定める深浦町経営安定化サポート資金「災害枠」保証料補助金交付要綱（以下「深浦町交付要綱」という。）に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	深浦町交付要綱の規定により、町が中小企業者に直接補助する。
中津軽郡 西目屋村	2(3)により融資（融資額が1千万円以内のものに限る。）を受けた者で、村が別に定める西目屋村中小企業信用保証料補給要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	村が信用保証協会に補給する。
南津軽郡 藤崎町	2(3)により融資（融資額が1千万円以内のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める藤崎町中小企業信用保証料補給要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	町が信用保証協会に補給する。
南津軽郡 大鰐町	2(3)により融資を受けた者で、町が別に定める大鰐町経営安定化サポート資金信用保証料補給金交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	町が信用保証協会に補給する。
北津軽郡 板柳町	2(3)により融資（融資額が1千万円以内のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める板柳町経営安定化サポート資金信用保証料補給金交付要綱（以下「板柳町交付要綱」という。）に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	板柳町交付要綱の規定により、町が中小企業者に直接補助する。
北津軽郡 中泊町	2(3)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める中泊町経営安定化サポート資金保証料補助金交付要綱（以下「中泊町交付要綱」という。）に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	中泊町交付要綱の規定により、町が中小企業者に直接補助する。
上北郡 七戸町	2(2)③、2(2)④及び2(3)により融資を受けた者で、町が別に定める七戸町経営安定化サポート資金保証料補給金交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	町が信用保証協会に補給する。
上北郡 六戸町	2(2)①により融資（融資額が1,250万円以内、かつ、融資期間が7年（うち据置期間が6ヶ月）以内のものに限る。）を受けた者及び、2(3)により融資（融資額が1,250万円以内のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める六戸町経営安定化対策資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額（2(2)①については保証料全額）	町が信用保証協会に補給する。
上北郡 東北町	2(2)①により融資（融資額が1,250万円以内、かつ、融資期間が7年（うち据置期間が6ヶ月）以内のものに限る。）を受けた者及び、2(3)により融資を受けた者で、町が別に定める東北町経営安定化対策資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額（2(2)①については保証料の2分の1）	町が信用保証協会に補給する。

市町村	保証料の補助（または補給）を受ける場合の条件等		補助の方法
	補助対象者	補助割合等	
上北郡 六ヶ所村	2(2)①、2(2)③、2(2)④及び(3)により融資（融資額が1,250万円以内、かつ、融資期間が7年（うち据置期間が6ヶ月）以内のものに限る。）を受けた者で、村が別に定める六ヶ所村経営安定化対策資金保証料補給金交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額（2(2)①、2(2)③及び2(2)④については保証料全額）	村が信用保証協会に補給する。
上北郡 おいらせ町	2(3)により融資（融資額が1千万円以内のものに限る。）を受けた者で、町が別に定めるおいらせ町経営安定化サポート資金保証料補給金交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	町が信用保証協会に補給する。
下北郡 東通村	2(3)により融資を受けた者で、村が別に定める東通村経営安定化サポート資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	村が信用保証協会に補給する。
下北郡 風間浦村	2(2)③、2(2)④及び2(3)により融資（融資額が1千万円以内のものに限る。）を受けた者で、村が別に定める風間浦村経営安定化対策資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額（2(2)③及び2(2)④については保証料全額）	村が信用保証協会に補給する。
下北郡 佐井村	2(3)により融資（融資額が1千万円以内のものに限る。）を受けた者で、村が別に定める佐井村経営安定化サポート資金「災害枠」保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	保証料の10分の3	村が信用保証協会に補給する。
三戸郡 三戸町	2(3)により融資（融資額が1千万円以内のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める三戸町中小企業災害補助支援資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	町が信用保証協会に補給する。
三戸郡 五戸町	2(3)により融資（融資額が1千万円以内のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める「青森県・五戸町」連携融資制度保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	町が信用保証協会に補給する。
三戸郡 南部町	2(3)により融資（融資額が1千万円以内のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める南部町中小企業融資制度保証料補給金交付要綱に規定する要件を満たす者	保証料の2分の1。ただし、20万円を上限とする。	南部町交付要綱の規定により、町が中小企業者に直接補助する。
三戸郡 階上町	2(2)③、2(2)④及び2(3)により融資（融資額が1千万円以内のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める階上町経営安定化対策資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	保証料の10分の7	町が信用保証協会に補給する。